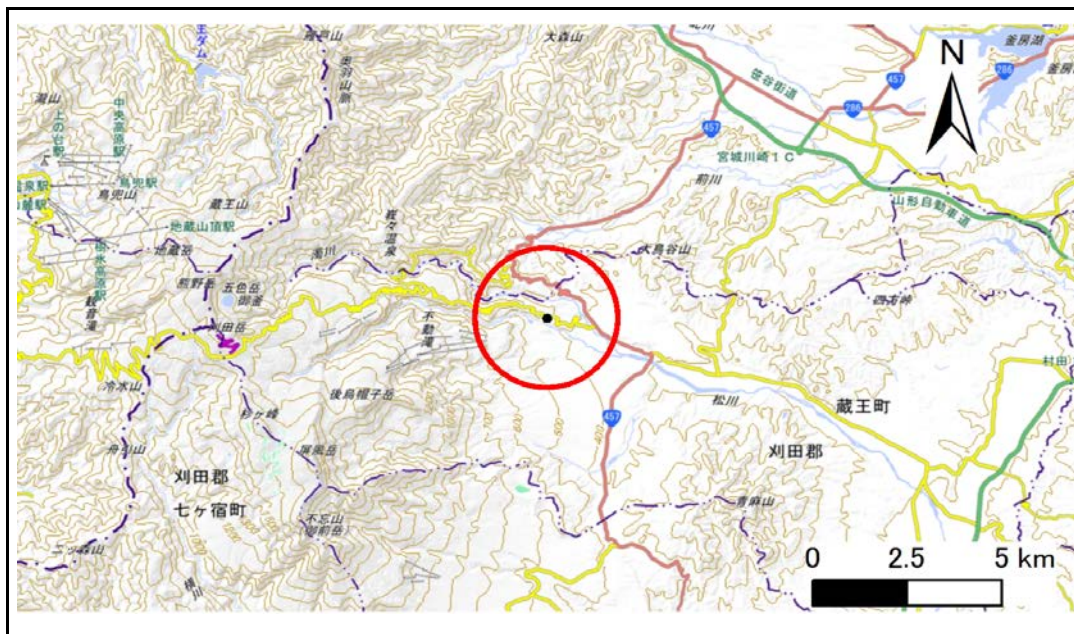


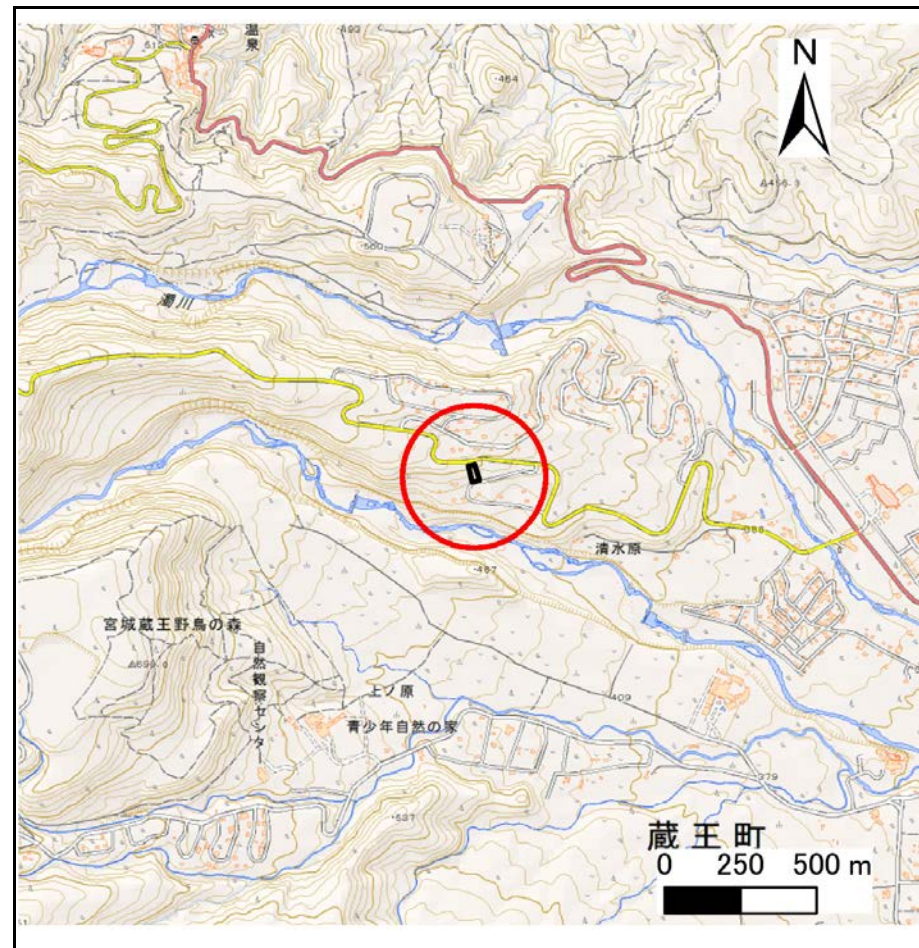
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第454号
告示年月日	平成31年4月26日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-0195(1321000195)
箇所名	清水原の2
所在地	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字清水原
調査機関	宮城県大河原土木事務所



位置図(S=1:200,000)



概況図(S=1:25,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)、数値地図200000(地図画像)を複製したものです。(承認番号 平29情複、第1004号)

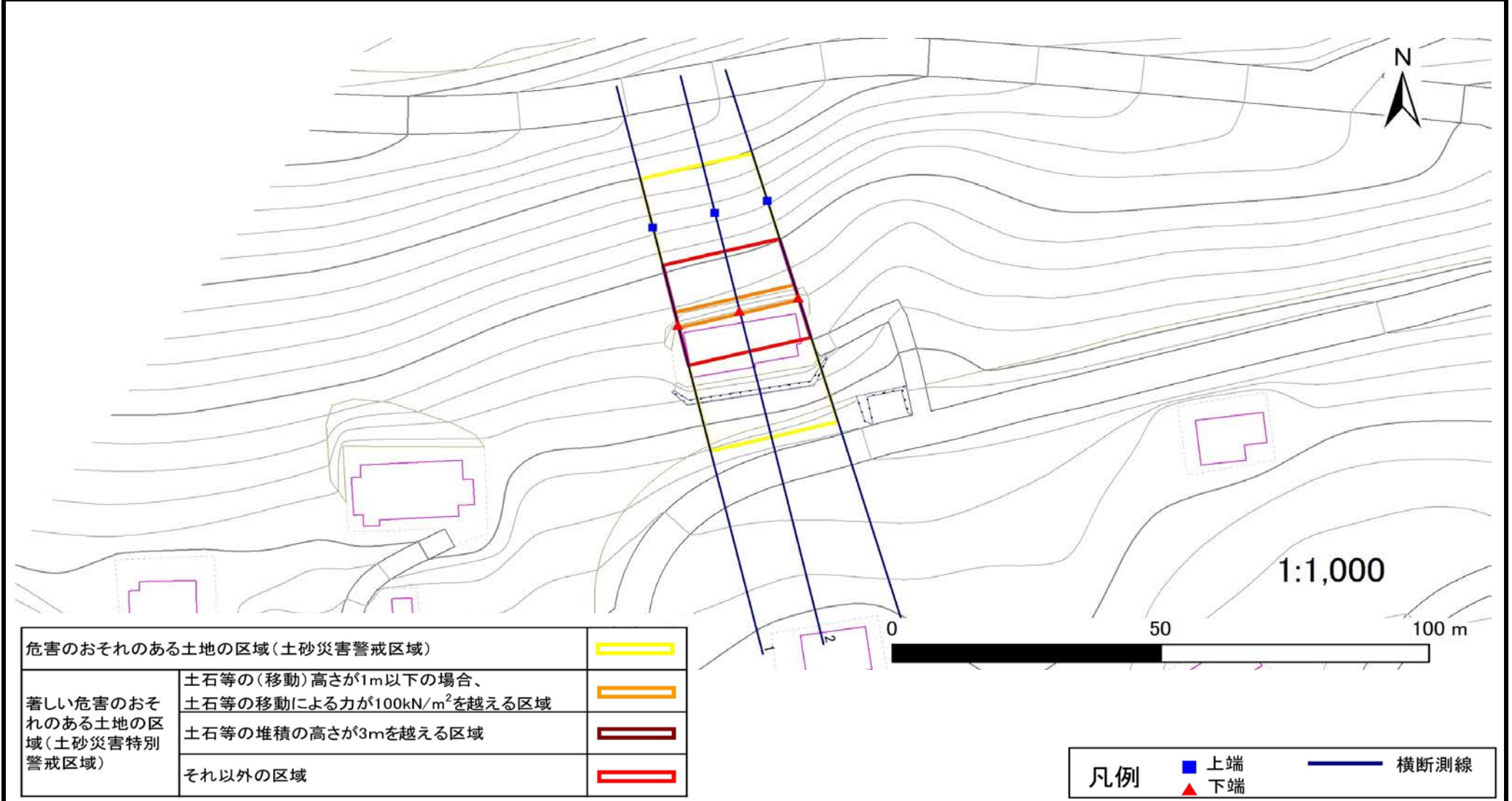
## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第454号
告示年月日	平成31年4月26日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成29年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-0195(1321000195)	箇所名	清水原の2	所在地	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字清水原
---------	------	-----------------------	-----	-------	-----	-----------------



## 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第454号
告示年月日	平成31年4月26日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

調査年度 平成29年度

急傾斜地の位置	個所番号	II-自-0195(1321000195)	箇所名	清水原の2	所在地	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字清水原
---------	------	-----------------------	-----	-------	-----	-----------------

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	107.37	1.00	100.00	1.00	-	-	10.92	2.04	~								
2 ~ 3	107.36	1.00	100.00	1.00	-	-	10.92	2.04	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								